

石見神楽伝承内容検討専門委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 石見神楽の保存・伝承に係る検討や意見交換を行うため、「石見神楽伝承内容検討専門委員会」(以下、「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 次に掲げる事項に係る検討に関すること。

- ① 石見神楽の保存・伝承に関すること。
- ② 石見神楽関連産業の保存・継承に関すること。
- ③ 前 2 号に掲げる情報発信に関すること。

(2) その他委員会の目的達成のために必要な検討に関すること。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、識見者、各種団体から推薦された者及びその他市長が特に必要と認める者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員のうちから会長 1 名、副会長 1 名を置く。

3 会長及び副会長は、委員会において委員の互選により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員の任期及び委員会の設置期間は、委員会の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要の都度、市長が招集し、会長が議事の進行を務める。

2 委員は、会議の際にやむを得ない理由により欠席する場合に、それぞれが委任した代理を立てることができる。

3 会長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び実費弁償)

第 5 条 委員が委員会の会議に出席した場合は、6,000 円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例(平成 28 年浜田市条例第 14 号)の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務は、教育部文化振興課神楽文化伝承室が行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 17 日から施行する。